

宮崎有敬の生涯と業績

－宮崎勝美家文書を読み解く－

宮崎有敬研究会

温井 眞一・笠原 実

宮崎有敬は、天保3（1833）年現在の伊勢崎市境伊与久に生まれた。岩鼻県、伊勢崎藩、群馬県に出仕した後、明治4（1871）年大蔵省勸農寮・租税寮勸業課、明治7年内務省勸業寮に出仕し（国の機構改革による異動）、主に蚕種紙売捌監督業務に従事した。明治8年帰郷すると、踏転製糸器械を発明し製糸勸奨組合を設立した。明治12年県会議員に当選すると議長となり、群馬県令楫取素彦の取り組んだ教育振興、蚕糸振興、公娼廃止等を支えた。群馬県議会県政コーナーには「四傑の碑」（楫取素彦、宮崎有敬、星野長太郎、湯浅治郎）が掲額され、第二次群馬県草創期に県政の舵取りをした4人の功績を称えている。明治13年11月に星野長太郎等と共に生糸直輸出を行う上毛繭糸改良会社を設立した。宮崎有敬は明治24年群馬経済協会を創設し、輸出税全廃や農家に対する低利の金融制度の創設、農事試作場の建設等に取り組んだ。群馬県立文書館に宮崎勝美家文書が複製所蔵されており、「上毛繭糸改良会社事業始末」等有敬が蚕糸業の振興に取り組んだ文書が多数存在する。今回これらを読み解くことにより有敬の生涯と業績を再検証する。併せて関係書籍、論文等を読み解き、有敬が蚕糸業の発展に尽くした生涯と業績を再検証する。

1. 研究の内容

宮崎勝美家文書を読み解き、製糸勸奨組合の運営や上毛繭糸改良会社の設立や盛衰等について再検証する。あわせて関係書籍・論文等を読み解き、宮崎有敬が蚕糸業の発展に尽くした生涯と業績を再検証する。

2. 調査の方法

国立国会図書館、群馬県立文書館、群馬県立図書館、藤岡市立図書館、高崎経済大学附属図書館、群馬県議会県政コーナー、前橋公園、伊勢崎市内フィールドワーク等で資料を収集し分析した。

3. 今回の調査で判明したこと

今回の研究の成果は3点である。一つは宮崎勝美家文書を読み解き新たに12の文書を翻刻し宮崎有敬の生涯と業績を再検証した。二つ目は、宮崎勝美家文書以外の関係書籍や論文等を読み解き、宮崎有敬の蚕糸業に関する業績を解明した。三つ目は上記2つの研究成果を『宮崎有敬の生涯と業績』（写真・資料編含め98頁）として発行し、県内図書館等に配付し今後の蚕糸業史研究に資することとした。

4. 研究本文

I. 宮崎勝美家文書翻刻の概要

群馬県立文書館には宮崎勝美家文書が複製収蔵されており、当文書には蚕糸業の発展に関するものが多数

残っている。『群馬県史 資料編23』には、「明治14年日誌」、「製糸勸奨組合業務総説」等数点が翻刻されている。今回の研究では、新たに同文書の中で蚕糸業の発展に関するものを12点翻刻し、別冊子の中で詳細な解説を試みた。それを以下概説したい。

(1) 「群馬県士族元伊勢崎藩 宮崎有敬履歴」(明治13年)

天保3(1833)年の出生から明治13(1880)年11月上毛繭糸改良会社設立までの履歴が記されている。

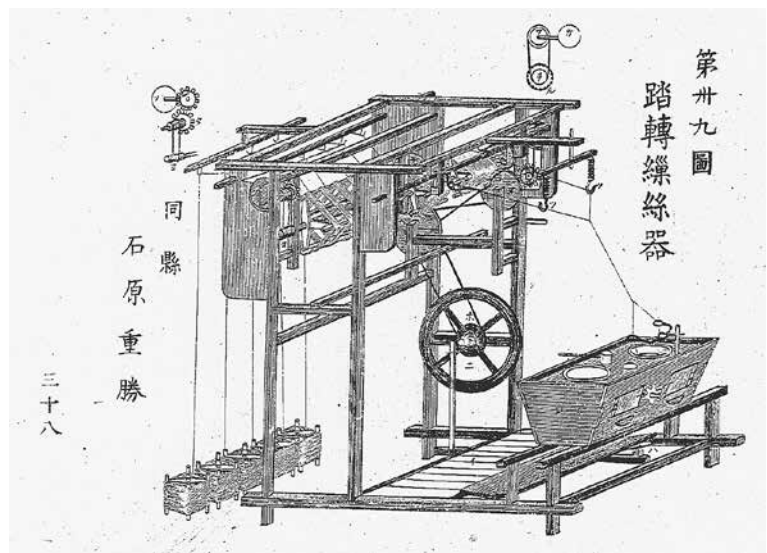
(2) 『製糸摘要』(明治11年2月)

踏転繰糸器と『製糸摘要』

有敬が発明製造した踏転繰糸器械について「明治期の製糸業－「製糸摘要」と製糸勸奨組合－」(しの木弘明、『群馬文化』135号)には「有敬は器械の見取図を描いたはずだが、いまその図は残されていない。(略)したがって器械の如何なる物であったか知るよしもないが、ただ有敬の遺稿「製糸摘要」によって、大体の器械の構造が想像されるのである」としている。ここでは明治11年2月執筆の『製糸摘要』(宮崎勝美家文書)やその他資料よりその実態を明らかにする。

有敬は明治8年9月30日をもって内務省を辞し、以後、踏転繰糸器の製作をはじめ数次の試験結果を経て翌9年8月には実業に利用可能な繰糸器械を完成させ、友人の石原重勝や細野時敏の賛同を得て製糸業を始める。

この繰糸器械については、明治10年に開催の内国勸業博覧会に「石原重勝出品の踏転繰糸器」として記録が残り姿絵とともに、その様子を知ることができる。その特徴について『博覧会－近代技術の展示場』(国立国会図書館HP)を引用すると、「本体は木製で、大輪の軸は錬鉄、鍋は銅製、はずみ車は洋鉄製、かぎ鉤は真鍮製、伝動帯は象皮製。手前の鍋は右が煮繭用、左は糸引きのためのもので、空気の開閉により火勢の強弱を調整できる。鍋に向かって腰掛を用意して座り、鍋の下に足をあて交互に踏むことで動力を起す。鍋の上にある鉤には2本を撚った糸が描かれている。右上部奥の小さい枠に巻き取り、それをさらに左の大きな枠に巻き取って揚げ返しを行う。動きを伝動帯によって伝えるのが特徴。」としている。



これは『製糸摘要』による繰者一人の小器に該当し、「小器械ノ製造タルヤ縦六尺一寸横五尺九寸広サ三尺五寸一半ヲ平ラカニシテ家屋ノ□礎ノ如クシ前ニ鼎炉ヲ備フルノ台ヲ設ケ一半ハ後ニ聳ヤカシテ繰車ヲ設クルノ所トシソノ中間ニ床ヲ設ケ工女之ニ座シテ製絲ノ方法ヲ施ス所トス鼎炉□□繰車ト位置ヲ前後ニシテ縷路(いとすじ)ヲ遠ク相距リル」と記されている。

この繰糸器械については当時の資料から、その評価を知ることができた。

まず、「速水堅曹履歴抜粹」(『前橋市史 第7巻』p965)では速水堅曹は明治10年8月から9月に群馬・栃木・長野・岐阜・埼玉を巡回指導するが、9月中旬に堅曹が伊勢崎を訪問した様子を『蚕史 上巻』(p403)では「伊勢崎町ニ至タリ石原重勝(十二人繰足踏)ノ器械ヲ一見スルニ是レハ同地方宮崎有敬ノ主張スル一人繰足踏器械ヲ揃ヘタルモノニシテ結局製絲ノ本体ヲ知ラサルモノ、考ナリ堅曹ハ断然責テ曰此器械小車頗ル多ク皆釣皮ヲ以テ回轉スルノ工ナリ然レドモ煩辨ニ過ク且足踏ハ最モ愚ナリ繭煮方悪シ此器械ハ三年ヲ俟ス一變スベシ」としている。

つぎに、博覧会記録である『明治十年内国勸業博覧会報告書』では、「我邦今日一般ノ応用ヨリ論ズレバ踏転繰糸機ヲ以テ最用ナリトスベシ、踏転繰糸機ノ列品ハ凡ソ六基アリ、ソノ値ハ左ノ如シ」とあり、それらの価格は1円65銭から25円までと大きく異なるなかで群馬県の石原重勝の器械は25円と最高値であった。出品された踏転繰糸器械の評価については「群馬神奈川ノ二機ハ巻簀ノ用ヲ兼ネタレドモ全機ノ装置稍迂錯ヲ免レザルガ如シ、況ンヤ群馬ハ様子ニシテソノ値本機ヲ造ルニ同ジク且ツ他ノ各機ニ比シテ最高値ナルニ於テ」とあり、他に比較してその構造も複雑で高価との指摘がなされ、他の廉価な器械を好評価している（第1回内国勸業博覧会は明治10年8月21日から11月30日まで上野公園で開催された）。

これらを見ると、有敬発明の踏転繰糸器の評価は手厳しかったようであるが、その一方、『近世上毛興産家傳』（p535「宮崎葆吉君」）では「勸奨組合を組織し工女の教授所を佐位郡伊勢崎町に設立し地方工女を集めて技術を修得せしめ而して漸次改良の端緒を開く十五年に至り勸奨組合を解散す然れども其器械は便利なるを以て製糸改良法とともに依然存在せり」とあり（下線は筆者による）、実務においては軽便な踏転繰糸器は有用なものと認められ長く利用されていたことは注目すべきであろう。

有敬発明の繰糸器械を他の足踏式と比較するとき、その特徴は洋式抱合装置による共撚式の採用、煮繰兼用による煮繭釜と繰糸釜の両方を有する、はずみ車は鉄製、動力伝達ベルトの使用、大簀への揚返し装置を備えるなどが挙げられ、足踏器の中で最も本格的な構造による踏転繰糸器械のひとつであったことがわかる。踏転繰糸器械の発明に際し、はずみ車や共撚式、揚返し装置の付加など特記すべき設備の導入について参考としたものは富岡製糸場であったと推察する。また、有敬は器械の完成から2年後となる明治11年2月に『製糸摘要』を著しその普及に努めるが、その内容からは製糸全般に対する深い実践的知識を有していたことがわかる。

有敬が発明した踏転繰糸器の着眼点は『製糸摘要』緒言で「小戸ニ至テハ空シク習慣ニ従事シ國産ノ利益ヲシテ國人ノ齊シク得ル能ハサルハ國家ノ經濟上ニ於テ大ナル損失タルコト誰カ以テ之ヲ憂ヘサランヤ是ニ由テ余自ラ量ラス思ヲ焦ラシ憂ヲ運ラシ遂ニ能ク輕易ノ新器ヲ竣巧シ」とあり、当時の個人宅での製糸で利用された座繰器に代る器械と捉えるべきであり、大勢を占める小規模製糸を製糸改良により生糸の質を高めようとしたものである。そしてその普及を製糸勸奨組合教授場での技術習得（実践）及び『製糸摘要』による解説（理論）によって製糸改良を確実に図ろうとしたものであり跋言では「ソノ業鍛錬セハ惟ソノ蠶絲解繰ノ妙ヲ得ルノミナラズ吾國生糸ノ聲譽倍海外ニ輝キ營業興疆ニ利センコト豈ソレ難シトセンヤ」と結んでいる。

（3）「蚕業改良論」（作成年不詳）

日本の貿易物産で蚕糸が勢力を持つ理由を気候、地味、職工賃銀の低廉としている。一方、蚕糸改良の必要性や良質な蚕種の培養普及の重要性を説いている。この頃の蚕業改良に関する資料として『蚕糸改良策全』があり9本の論説が収められている。その中の本多伴次郎（上野）の著述の内容は有敬の「蚕業改良論」を推敲したものであることが確認できた。なお、『蚕糸業改良策全』の緒言は明治22年8月25日であることから、有敬の「蚕業改良論」はその草稿として同年の前半期に書かれたものと推察できる。この頃は上毛繭糸改良会社の負債返済方策も硬直した状況にある中で東京での執筆となったようだが、掲載の経緯やペンネームを本多伴次郎とした理由も明らかでないものの一つの新たな発見がなされたこととなる。

（4）「上毛繭糸改良会社事業始末」（明治22年）

上毛繭糸改良会社は、居留地の外商や売込商を経ずに直貿易の推進を目的として明治13年11月に県内製糸家の約四分の一が参画し創設された。本社は前橋市本町に置かれ頭取星野長太郎、副頭取松本源五郎、取締役宮崎有敬等の役員体制でスタートした。

この文書は明治13年11月の会社の設立から明治22年3月同社社長に第三十三国立銀行頭取川村伝衛が就任するまでの記録である。政府資金貸与決定の延伸や縮小、銀行の融資条件の厳格化、県監督官の強権的な対応の間で、有敬が終始一貫して蚕糸家のために東奔西走する憤怒の心情が吐露されている。なかでも明治

19年11月から明治22年3月29日まで続いた会社内の紛擾が重点に記録されており、執筆年は明治22年4月から5月頃のものと同推察できる。

本項では、宮崎有敬著、明治24年5月発行の『上毛繭糸改良会社沿革誌』（以下、本文では『沿革誌』とする）との対照や関係する史資料を踏まえ「上毛繭糸改良会社事業始末」（以下、「事業始末」とする）を読み解くことを試みた。

「事業始末」で最も多くを記しているのは明治19年から22年3月までの会社内部の“紛擾”経過である。事業資金の欠乏と政府拝借金及び銀行借入金の返済を巡っての経緯とその中心的役割を担った宮崎有敬、松本源五郎等の苦心と奔走が綴られており、これらは『沿革誌』を補足する事柄も多くあり、本資料で詳細が明らかとなった。ここでは明治19年から22年3月までの状況に絞り記述する。

①大蔵大臣の命令に依り県が監督

明治18年12月政府に奨励保護の儀を嘆願し、佐藤興三群馬県令も上京して「事ノ得失ヲ当路者ニ上申」するが政府許可は得られない中、明治19年1月「会社ハ事業ノ都合ヲ計リ東京京橋区三十間堀ニ仮出張所ヲ設置シ重役員時々交代ニテ事務ヲ執リタリ」とある。明治19年5月6日大蔵大臣松方正義は30万円の奨励資金の貸し下げを決定するが、ここでは「内地荷為替金返納残額金二十五万五千七百四十円ハ貸下当時ノ相庭一元七十銭ヲ以テ銀貨ニ換算シ（※約150,435円となる）本年ヨリ無利足五ケ年据置六ケ年目ヨリ年々六千七百四十一銭ヅツ、二十五ケ年間ニ返納」、「三十万円ハ其銀行ヲ経テ直チニ同会社へ貸渡スベキニ付本年ヨリ無利足五ケ年据置六ケ年目ヨリ年々二万円ヅツ十五ケ年ニ返納」と会社への配慮がうかがえるが、その背景には仮出張所を設けての政府筋への嘆願が功を奏したと推察できる。（下線及び※は筆者による）

この際、群馬県庁へは会社への監督が指令され、佐藤県令より「改良会社ノ注意ヲ促スベキ箇条」と「其他社業上改正ヲ要スベキ条項」が会社に諭示された。この諭示の中には、定款に横浜売りや、創業株主以外に新たに株主を設けることなど後の紛擾の原因となる事項も含まれていた。

その後、「然ルニ此年十一月ニ於テ会社内部ニ一ノ紛擾ヲ生ジタリ。是レ後年会社ニ現出スル困難紛紜ノ淵源ナレバ最モ記憶スベキコト共ナリ。即チ群馬県庁ハ十一月一日ヲ以テ農商課長高瀬四郎氏ヲシテ出張監督セシムル旨ヲ命令セラレタリ」更に、県監督官による貸与資金の突然の取立命令がありその厳催により「今日（※明治22年春頃）ニ於テモ其残酷ノ余弊ニ苦シムモノ比々皆然リ」の状況となる。

この突然のできごとの背景（原因）は明らかでないが、『沿革誌』（p●21、臨時総会及其結果）や「事業始末」にある宮崎有敬曰ク「曩ニ会社ニ於テ本年六月十六日ヲ以テ定款ヲ議定スルヤ株式金払込期ヲ二十ケ年賦トセリ・・・」に遠因があると推察でき、債主第三十三国立銀行は負債者の借入金返済意識に危惧を抱きその対応策として直後の臨時総会改正定款等に繋がっていくものと思われる。

②明治十九年末に至り組織を改正

明治19年11月25日には県監督官が第三十三国立銀行支配人及び同行前橋支店支配人を随えて臨時株主総会議長席に着き、現行定款・規則等の廃止及び改正定款・規則等を交付し、現行重役員の罷免を達して審議を求める。議論の末、「委員ノ多数ト会社重役員ハ県庁ノ指示スル所ナレバ只管県庁ニ依頼シ宜シク社業ノ拡張ヲ計ルコト却テリアルモノトシ少シク修正ヲ加ヘ之ヲ以テ株主会議ヲ通過スルコトトシ十二月十九日ヲ以テ臨時株主総会ヲ開ケリ」とし、29日に修正定款等が決定する。これにより会社名称は「上毛繭糸織物改良会社」となるが「明治十九年末ニ至り組織ヲ改正シ、更ニ資本ヲ増加シ繭糸ノ外織物ヲ加ヘ三業ノ改良發達ヲ期シ、新株募集ニ着手セシニ、若干ノ応募者アルノミニテ、之レガ目的ヲ達スル能ハズ」（『群馬県議会議史 第1巻』p1548）の結果となる。「事業始末」では「於此会社ノ組織目的ハ一変シ一会社ニシテ全ク兩種異性ノ株主ヲ生ジタリト謂フベシ」とし、その後の状況が記される。『沿革誌』（p●53）では「斯クシテ空シク半年ノ日月ヲ送り二十年七月ニ至リ」とある如く事業の停滞を記している。

明治20年7月には河瀬秀治（当時、同伸会社社長）を社長に推認し負債整理法を規定し事業の建直しを試みるが債主第三十三国立銀行の合意を得られず頓挫し、河瀬は社長の囑託を謝絶する。

③創業当時の目的に復帰

明治21年4月には第三十三国立銀行の誘導により非職大蔵権大書記穴戸昌を聘し社長に推薦し定款の改正と負債整理法を株式総会で可決し、会社名を上毛繭糸改良会社に戻す。その後、約半年間に開かれた株主総会では様々な紛議が繰り返され明治21年9月に穴戸社長は辞任し、当面の会社事務運営に必要な役員として副社長松本源五郎、取締役役に星野長太郎、宮崎有敬が決定された。「事業始末」では21年4月から9月までの半年にわたった株主総会での紛議の様子を詳細に記述しており『沿革誌』からは知り得ない当時の様子を赤裸々に知ることができる。

明治21年11月28日に第三十三国立銀行から突然の負債返済の催促となり「今や俄然突如此督促ヲナスハ実ニ案外ノ事ニシテ其請求ノ不当ナルハ正ニ正スベキハ勿論ナリトハ雖ドモ会社ニ於テハ其当否ヲ争フヲ好マズ。…明日開会スル株主臨時總會ヲ畢テ後チ返答スルコトトナシ」とし、12月29日の臨時総会で協議し、定款修正後に談判委員を指名選挙し閉会する。

その後、12月12日には第三十三国立銀行から会社等に対し弁償金請求の訴訟を前橋地方裁判所に提出され、その対応にあたるも「平和ノ終局ヲ図リタルモ債主ニ於テハ、其平和説ヲ容レザリシ」となる。

一方、「群馬県庁ハ十二月二十八日ヲ以テ監督官ノ権利トシテ会社ヨリ第三十三国立銀行ヘ預ケ置キタル別途奨励資金三十万円ノ支出ヲ差止メラレタリ」となり、「速ニ差止ノ命令ヲ解除セラレンコトヲ請願セシモ群馬県庁ハ更ニ採用セズ。為メニ会社ハ一時休業ノ姿ヲ現セリ。如此会社ハ紛^{おわつ}擾々ノ間ニ此年ヲ経過シ明レバ明治二十二年一月トナレリ」と、県の過剰な関与が深まる。

④新株主と旧株主との間に物議

明治22年1月「此月ニ及テ会社ノ内部ニ於テ一大紛擾ヲ生ジタリ。此事タル最モ会社ノ歴史ヲ汚スベキ点ナレバ茲ニ明記スルヲ好マザルモ既ニ小歴史タルノ責任ヲ負フ以上ハ又之ヲ隱微スルコトヲ得ザルナリ。即チ会社株主ノ分裂軋轢ニシテ遠ク其源ヲ明治十九年ニ発シタル新募ノ株主ト創業ノ旧株主トノ間ニ於テ生リ」とあり、「事業始末」ではこの状況を詳細に記しているが『沿革誌』（p●92、株主の分裂及臨時総会）では整理された記述となっており、その対比から両資料の作成意図の違いが浮き彫りとなる。

新旧株主による主導権獲得のための軋轢競争に対し、談判委員は「川村^{でんえん}伝衛ヲ会社ノ社長トナシ会社ニ於テ既定ノ負債整理法ヲ以テ負債還済ノ責任ヲ負担セシメ且ツ定款諸規則等総テ従来ノ俣ニシテ動かサシズ」とのも川村伝衛との約束に係る条件を起草し1月23日臨時株主総会で川村伝衛との約定書を報告。3月29日に川村伝衛氏の上毛繭糸改良会社々長就任が披露され、次に重役員の選挙を行い副社長に三俣素平氏取締役に宮崎有敬氏が当選し総会を結了した。

「事業始末」の末文には「久シク結ンデ解ケザル葛藤モ此日ヲ以テ始メテ氷解セリ。時正ニ春風蕩駘花咲キ鳥歌フノ時ナリ」と結んでいる。なお、『沿革誌』（p●101）では「本社と第三十三国立銀行との間相反目して争ふたる紛議も茲に氷解し双方、花と共に笑ふを得たり」としており、両者を比較するとき「事業始末」により一層の臨場感が伝わる。（下線は筆者による）

しかしこの約定は上毛繭糸改良会社が第三十三国立銀行の完全な管理下に置かれることを意味した。また川村伝衛社長就任後は、本来の会社の営業は行われず債務の取り立てのみに終始するようになった。これに危機感を抱いた宮崎有敬等は政府、県、県内蚕糸業者の意見を「社業回復要求（嘆願）書」として運動し、明治23年7月の46万円の政府資金の債務棄捐へと結実してゆく。第三十三国立銀行が明治25年3月に破綻すると直ちに三井の厳しい債権整理が始まり地券の名義変更登記を行い、玉村町の町田孝五郎が取得した。

(5)「上毛繭糸改良会社社業回復要求書」(明治22年)

明治22年12月6日繭糸改良会社株主70余名の惣代として宮崎有敬と松本源五郎は、上毛繭糸改良会社社長川村伝衛に対して、明治19年以前の社業に回復することを要求した。特に政府の奨励資金が上毛繭糸改良会社に貸し下げになりそれを第三十三国立銀行に預金してあるが、預金引出しを妨げる対応は適法でないので適切に対応するよう要求している。この史料は、『上毛繭糸改良会社沿革誌』（©p46—50）にも同文が記

載されている。沿革誌には、明治23年2月4日宮崎有敬等起業者惣代11名が佐藤興三知事に対して「改良会社々業回復嘆願ニ付御命諭ニ奉答」（『上毛繭糸改良会社沿革誌』（◎p54—61）として社業回復について県の協力支援を強く訴えている。さらに重ねて明治23年3月に創業株主惣代人宮崎有敬等5人は「社業回復ノ儀ニ付嘆願書」（『上毛繭糸改良会社沿革誌』（◎p72—78）を佐藤知事に提出し社業回復に対する県の適正な対応を訴えている。

(6) 「繭糸改良会社ノ更正ニ付嘆願書（草案）」（明治23年頃）

この嘆願草案は、明治22年12月6日以降に作成されたものと思われる。文中に社業回復要求書（明治22年12月6日）以後と想定できる記述があるからである。

上毛繭糸改良会社は明治18年8月23日に開催された株主定式総会で貸付金整理法追加案を可決した。この整理法に基づき改良会社は対応を行ってきた。しかし第三十三国立銀行は、数人の負債者の名義を役員数人のものに書き換えかつ年賦返済を約束手形の文言に改めよと要求してきた。さらに証書中の大蔵大臣云々という文字も削除を要求した。これは銀行条例にも違背するので認められない。実際にこの草案がその後どのような形で嘆願されたか否かは不明である。なおこの史料は『上毛繭糸改良会社沿革誌』にも掲載がない。

(7) 「輸出税全廃請願書 衆院議長 星亨宛」（明治24年）

明治24年4月に群馬経済協会は創立され6月宮崎有敬は会長となった。その活動方針は、輸出税廃止問題の調査、土地抵当銀行の可否、農事改良試作地の設置等であった。同年4月に中央の田口卯吉等出席の下群馬経済協会の発会式が行われ以後活発に運動が行われた。群馬県の取組みは、公娼廃止や生糸貿易の振興と共に全国の模範となり、各県においても続々と輸出税全廃期成同盟が設立された。

宮崎有敬は明治24年12月、県下800名を超える製糸業者等の賛同を得て「輸出税全廃請願書」を作成し、衆議院議長星亨宛提出した。これは輸出税全廃を通じて国内産業の振興、輸出競争力の強化、不況の打開等を求めるものである。請願は、12月25日衆議院解散のため審議には至らず次の国会等に引き継がれた。

(8) 「興業資本局方按 甲之部、乙之部、丙之部」（明治16、17年頃か？）

宮崎勝美文書には「興業資本局設立方按 甲之部、乙之部、丙之部」が、上毛繭糸改良会社の便箋に記されている。この書類は、「前田正名文書」中、仮に第六函一四七として整理されている中にある「興業資本局設立方按」を模写したものと考えられる。前田正名は明治17年12月に允許された『第一回興業意見』（定本）編纂の過程で、これとは異なる『興業意見 未定稿』を構想していた。その中核が農工業者に対する貸付制度の創設を目的とした「興業資本局構想」であった。この構想の要点は、

- ① 今後50年間に事業期間として、農工業者に資金の貸付を行う興業資本局を設立する。
- ② 所管は農商務省とする。
- ③ 資本金は華族から募集する。
- ④ 貸付けは事業の改良進歩のためのものとし、不動産及び工場の機械を抵当とする。
- ⑤ 興業貸付は甲（短期、6ヶ月乃至3年）と乙（長期、5年乃至15年）とし甲を三期乙を二期に区分する。
- ⑥ 貸付手続きは各県に審査委員を置き審査の上、興業資本局に送付する。
- ⑦ 貸付事業については農商務省が監査を行う。等であった。

前田正名は、『興業意見 未定稿』の中で、その構想の一番の核とも言える「興業資本局構想」を打ち出したが、最終的には大蔵省の反対でこの構想は明治17年2月の『第一回興業意見』（定本）には盛り込まれなかった。前田正名は明治17年8月に各府県に、『興業意見 未定稿』を一部配付したが、同年11月にその『興業意見 未定稿』は回収された。宮崎勝美家に残るこの方按は、前田正名が明治16年または17年初期に作成した「興業資本局方按」を筆写したものとも考えられる。

また明治15年9月に宮崎有敬等は楫取県令宛「殖産銀行設立願」、16年12月に松方正義大蔵卿宛「殖産銀行設立願」を提出したが、翌年4月松方大蔵卿からは実現はできないと却下された。



(9) 「土地抵当銀行設立私議」(作成年不詳)

明治14年頃政府部内で「土地抵当貸銀行」構想が検討された。その本質は債券発行を行う不動産抵当銀行で、フランスのクレディ・フォンシェが唱えた土地抵当債券銀行制度を模範としたものである。

有敬は、何らかの経緯でこの制度のを知り、フランスやプロイセン等欧州で実施されているように農業者に対する金融支援制度を創設すべきと訴えている。その必要性について主に次の4点を指摘している。

- ①土地抵当銀行の設立は、時務の最要なるものである。
- ②土地抵当銀行は、金融社会を整理するのに必要である。
- ③土地抵当銀行は、土地の価格を回復し農家の困窮を救済するのに必要である。
- ④土地抵当銀行は、農家の負債を整理し義務を軽減するのに必要である。

(10) 「農業金融会社二関スル私見」(明治26年)

有敬は明治26年7月に「農業金融公社に関する私見」を発表した。政府は商工業者に対する金融支援制度として各地に国立銀行(民間銀行)を設立し事業活動を支援しているが、農業者に対する金融支援制度が日本にはない。欧州で実施されているように農業者に対する金融支援制度を創設すべきであると訴えている。

(11) 「上毛農業株式銀行創立願書」(明治26年)

有敬は明治26年11月上毛農業銀行設立願書を作成した。株式会社を柱とし営業目的は次のとおりとする。

- ①土地を抵当とする貸付制度の創設
- ②郡市町村等の法人で起債権ある者に対して無抵当貸付制度の創設
- ③蚕繭蚕糸に限りこれを抵当とする貸付制度の創設

宮崎勝美家文書には、この他にも「上毛農業銀行定款草案」、「上毛農業銀行株式会社仮定款」などが残されている。有敬の主唱した理想は、没後明治30年4月20日農工銀行法等が公布され農工銀行が各都府県に一行設立されることとなった。明治31年5月5日前橋市本町に「株式会社群馬県農工銀行」が開業した。

(12) 「国利民福ヲ増進セシメント欲スル私見」(明治26年)

宮崎有敬は明治26年6月に「国利民福」を増進させる私見を発表している。国力の源は蚕糸・製糸業の発展で、直貿易を推進し銀本位制を改め金本位制への移行を検討することが必要であると訴えている。

II. 宮崎有敬の蚕糸業発展に関する業績

調査研究の過程で、上記I以外で明らかになった有敬の業績を以下記す。

(1) 群馬経済協会の創設

明治24年3月宮崎有敬、星野長太郎、松本源五郎、都築謙吉は、農工商三業の振興を目的とする「群馬経済協会」設立の惣代となり、同年4月18日設立総会を開き規約を議決した。6月に宮崎有敬が会長に就任した。会員の総数は1,195人であった。重点事項を9項目定めたが特に重要なのは次の3項目であった。

- ①輸出税廃止問題の調査をなすこと
- ②土地抵当銀行の可否を調査すること
- ③農事改良試作地を設けること

(2) 農事試作場の設立

群馬経済協会の方針に基づき、明治24年5月に県内9ヶ所に農事試作場が設置された。試作場は中央試験場と普通試験場に区分され、中央試験場は東群馬郡前橋上川淵村、緑埜郡新町、南勢多郡桂萱村の3ヶ所に置かれた。普通試験場は西群馬郡京ヶ島村、同郡総社町、佐位郡三郷村、碓氷郡磯部村、新田郡太田町、同郡綿打村の6ヶ所に置かれた。試作品種は、大小麦、稲作、メロンで、土壌、肥料等の生育の調査研究がなされた。この試作場は、明治28年に前橋等に設置された群馬県農事試験場の前身となった。

(3) 伊勢崎太織組合の創設支援

明治13年12月に織物の品質向上を目的に伊勢崎太織会社が創設された。宮崎有敬はこの創設を支援した。初代社長には同族の宮崎栄蔵が就任した。後に同業組合となり「伊勢崎銘仙」等の発展の礎を築いた。

(4) 新町紡績所払い下げ申請

明治13年11月政府は、富岡製糸所、新町紡績所等を含む「工場払下概則」を公告した。新町紡績所については4組の出願者があった。宮崎有敬も松本源五郎や星野耕作等と共に新町紡績所の払い下げを申請した。

農商務省は、明治14年6月に勝山宗三郎氏等の申請者に払い下げを決定したが政府は8月に条件の引上げを求めたが勝山は応じなかった。同省は新井系作・松本源五郎、宮崎有敬のグループに、払下げることにしたが県内の金融逼迫のため困難になった。新町紡績所は明治20年5月三越得右衛門へ払い下げられた。

(5) ^{かいせいしゃ}懐清社・前橋紡績株式会社について

懐清社は明治15（1882）年5月に前橋市南曲輪町に設立された屑繭等から紡績を行う会社である。元川越藩士渡辺太郎等が士族授産金を活用して設立した。星野長太郎や宮崎有敬が上京し千住製絨所（羊毛紡績）長井上省三に面会しドイツからの機械購入の協力を要請した。機械購入後操業を開始し、頭取には松本源五郎が就任した。明治22年に工場を上川淵六供に移し前橋紡績株式会社と改称した。時期は不明であるが廉価で会社は第三十三国立銀行に譲渡された。明治25年3月に第三十三国立銀行が経営破綻すると、前橋紡績株式会社は三井の整理物件となった。水利権の問題に決着がつくと三井は明治28年6月前橋紡績株式会社を任意解散させ、同年9月三井工業部が運営を引き継ぎ、後に新町紡績所の「前橋紡績所」となった。

(6) 横浜同伸会社の発起人、検査役に就任、製糸勸奨組合として出荷

明治13年1月当時富岡製糸所所長であった速水堅曹の働きかけで、米国や仏国への生糸直輸出を目的とする横浜同伸会社の設立趣意書が発表された。発起人には深沢雄象、星野長太郎、宮崎有敬、碓氷製糸社等全国の有力製糸家二十名が名を連ねた。明治13年9月富岡製糸所で発起人会が開催され、定款と役員が決定された。12月速水が社長に就任し高木三郎を副社長とし、星野長太郎等12名の取締役を選任した。宮崎有敬は萩原鐮太郎等と共に検査役に就任した。有敬の製糸勸奨組合も1200斤出荷している。

同伸会社は、明治14年に富岡製糸所の生糸をフランスへ販売する契約を受託し社員をリヨンに派遣した。明治10年代以降生糸直輸出は衰退してゆくが横浜同伸会社一社のみが好調で、その最大の要因は政府や横浜正金銀行から巨額の荷為替資金を得ていたことによる。しかし明治20年下半期大蔵省は「御用外国為替」の廃止を打ち出し明治22年3月に同制度は廃止された。明治21年3月横浜正金銀行は同伸会社に対して新規融資の停止を通告した。同伸会社の各方面への運動により、特約という形で、一年限り横浜正金銀行から同伸会社へ100万円の荷為替供与が認められた。この特約は明治24年6月まで延長された。

明治26年7月同伸会社ニューヨーク支店の新井領一郎は歩合制から給料制への会社方針に納得できず会社を辞職した。同年10月生糸売込商原善三郎、茂木惣兵衛や新井領一郎、森村豊等は、生糸直輸出会社「横浜生糸合名会社」を設立した。米伊仏等に代理店を設置し以後発展を遂げることとなった。同伸会社は地方荷主を奪われ、横浜生糸合名会社や三井物産が生糸輸出を担うこととなり、明治42年同伸会社は解散した。

5. 今後の課題

宮崎勝美家文書には、「明治18年日誌」、「上毛農業銀行定款草案」、「上毛農業銀行株式会社仮定款」等の文書も残されているが、今回翻刻には至らなかった。群馬県農工銀行との関連等今後の調査研究が待たれる。

さらに有敬は後年東京に居住するが、殖産銀行設立に関し政府への請願内容の解明等が課題である。最後に明治13年6月に下村善太郎、茂木惣兵衛等が設立し県内製糸家の荷替為を支援した「上毛物産会社」の動



向と上毛繭糸改良会社に対する影響等の研究も今後の課題である。

参考文献

■履歴関係

國雄行『近代日本と農政 明治前期の勸農政策』（岩田書院、2018年）

前橋商工会議所『製糸の都市前橋を築いた人々』（2018年）

■製糸勸奨組合関係

農林省『農務顛末 第三卷』（昭和30年）

群馬県『群馬県史 資料編18、23』（昭和53年、60年）

前橋市市史編さん委員会『前橋市 7巻』（昭和60年）

群馬県蚕糸振興協会『群馬県蚕糸業史 上巻』（昭和29年）

大日本蚕糸会信濃支会『信濃蚕糸業史 下巻』（昭和12年）※

大塚良太郎編『蚕史 上巻』（富桑園、明治33年）※

我妻東策『明治社会政策史－士族授産の研究－』（三笠書房、昭和15年）※

山中啓一編著『上毛近世百傑傳（上）』（山中啓一、明治24年）※

宮崎有敬「繭ヲ貯フル方法」（『交詢雑誌』第15号、交詢社、明治13年6月）※

群馬県立文書館「明治十七年知事交迭事務引継書（その二）」（行政文書課、『双文』第3号、昭和61年）

小高圭作『蚕糸改良策全』（興農館、明治22年）※

しの木弘明「明治初期の製糸業－「製糸摘要」と製糸勸奨組合－」（『群馬文化』第135号、昭和47年）

丑木幸男「群馬県における士族授産（二）」（『群馬文化』第169号、昭和51年）

■上毛繭糸改良会社関係

群馬県『群馬県史 資料編23、24』（昭和60年、昭和61年）

宮崎有敬『上毛繭糸改良会社沿革誌』（明治24年）※

藤本実也『開港と生糸貿易 下巻』（昭和14年）

群馬県内務部『群馬県蚕糸業沿革調査書』（明治36年）

群馬県蚕糸振興協会『群馬県蚕糸業史 上巻』（昭和29年）

横浜市『横浜市史 第3巻上』（昭和36年）

横浜正金銀行『横浜正金銀行史』本編1（明治文献資料刊行会、19--）※

横浜正金銀行『横浜正金銀行史』付録甲巻之一（明治文献資料刊行会、19--）※

清水吉二『群馬自由民権運動の研究』（あさを社、1984年）

財団法人日本経営研究所『中上川彦次郎伝記資料』（昭和41年）

萩原進『群馬県金融史』（昭和27年）

富澤一弘『生糸直輸出奨励法の研究』（2002年）

富澤一弘『生糸直輸出奨励法の研究・補論』（平成18年）

石井寛治「明治期の群馬の生糸」（『群馬の生糸』（みやま文庫、昭和61年））

富岡製糸場世界遺産伝道師協会歴史ワーキンググループ『官営富岡製糸所長 速水堅曹 生糸改良にかけた生涯』（2014年）

■群馬経済協会関係

群馬県『群馬県史 通史篇7』（平成3年）、群馬県『群馬県史 資料編23』（昭和60年）

松野尾裕『田口卯吉と経済学協会－啓蒙時代の経済学』（日本経済評論社、1996年）

富澤一弘『北関東地方史研究 生糸と人々の暮らし』（日本評論社、2010年）

有泉貞夫「『興業意見』の成立」有泉貞夫（『史学雑誌』78編10号、昭和44年）

拜司静夫「『興業資本局案』について一農商務省系不動産金融機関構想の一事例」

(弘前大学『文経済論叢』4巻5号、昭和44年)

東京経済雑誌社「東京経済雑誌」(第566、569、597号、明治24年)

■新町紡績所、懐清社関係

谷川みらい「新町紡績所の払下げ過程再考」(『東京大学日本史学研究紀要』第21号、2017年3月)

布施賢治「前橋士族の授産活動—懐清社と赤城牧社の事例から」(『群馬文化』287号)

※は、「国会図書館デジタルコレクション」による。

略年表

西暦年(和暦)	月	できごと
1833(天保3)	3月	終吉(有敬)生まれる。12才で五惇堂肝煎
1861(文久元)	1月	藩属の職を去り王事に尽くす。この頃農兵の制や義倉法の建議を行う。
1864(元治元)	6月	幕府の命により幽閉される。
1868(明治元)	6月	上野国巡察附属申付、8月岩鼻県駅通掛申付
1869(明治2)	3月	伊勢崎藩周旋方となる、翌年7月伊勢崎藩権大属となる。藩札の改善建議
1871(明治4)	11月	群馬県出仕、12月群馬県権大属となる。
1872(明治5)	9月	大蔵省勧農寮出仕、10月同省租税寮出仕、蚕種紙売捌監督業務担当
1874(明治7)	1月	内務省勧業寮出仕、蚕種紙売捌監督業務担当、フィラデルフィア万博出品掛
1875(明治8)	9月	職を辞し帰郷
1876(明治9)	8月	踏転繰糸器を發明
1877(明治10)	2月	製糸勧奨組合設立、9月勧奨組合教授場開業(女工等に技術伝習)
1879(明治12)	2月	初代県会議長に就任(-明治17年)
1880(明治13)	11月	上毛繭糸改良会社設立(頭取星野長太郎、副頭取松本源五郎、取締役宮崎有敬等)
1882(明治15)	9月	有敬等が楫取県令に「殖産銀行設立願」提出、12月松方大蔵卿にも提出
1883(明治16)	4月	松方正義大蔵卿から、前年の請願は不許可の決定あり。
1889(明治22)	3月	川村伝衛(第三十三国立銀行社長)が上毛繭糸改良会社社長となる。
1890(明治23)	3月	社業回復嘆願書を群馬県知事に提出
	7月	政府貸下げ金の棄捐聴許(46万円)、宮崎有敬が上毛繭糸改良会社社長となる。
1891(明治24)	4月	群馬経済協会設立(有敬会長)、12月「輸出税全廃請願」を衆議院議長宛提出
1892(明治25)	3月	第三十三国立銀行破綻、上毛繭糸改良会社の解散
1895(明治28)	4月	64歳で病没

写真



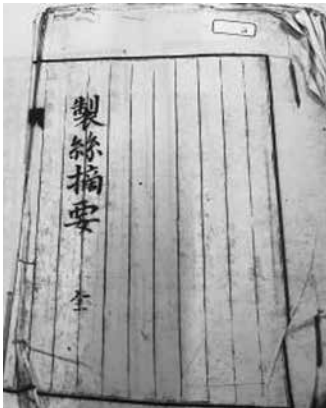
宮崎有敬
(群馬県議会史第一巻)



前橋公園「宮崎有敬翁紀功碑」(向かって右奥、左側の県令楫取素彦顕彰碑と並列)



四傑の碑 (群馬県議会県政コーナー、宮崎有敬等4名の功績を称える)



「製糸摘要」



「上毛繭糸改良会社事業始末」



「興業資本局方按」